

熊本県総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、法に定めるもののほか、熊本県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議）

第 2 条 会議は、知事が招集し、知事又は知事が指名した者が議長となる。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事項をあらかじめ熊本県教育委員会に通知して行う。ただし、急を要する場合については、この限りではない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は公開するものとする。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、出席者全員の同意を得なければならない。

（議事録）

第 4 条 会議の終了後は、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条により会議を非公開とした部分については、この限りではない。

（事務局）

第 5 条 会議の事務局は、教育庁教育政策課に置く。

（雑則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から適用する。